

### 「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」に基づく 刑事罰導入等に反対する会長声明

法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」（以下「本専門部会」という。）は、2020年6月19日、「本邦から退去しない行為に対する罰則」の導入等を内容とする「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（以下「本提言」という。）を発表した。

そもそも本専門部会が設置されたのは、2019年6月に大村入国管理センターで起きた長期被収容者の餓死事件と、被収容者の長期収容に対する大規模な抗議活動が契機となった。ところが本提言は、収容期間に上限を設けることや司法審査の導入という、長期収容問題の解決に不可欠な制度改革については見送る一方で、被収容者等が帰国できない理由とその原因について十分な調査とそれに基づく的確な分析、対応を検討することなく送還の強化を企図したものであり、かえって不当な権利侵害となりうるものである。

特に、退去強制令書の発付後も日本から退去しない者に対する罰則の創設は、在留特別許可を求める者や、難民に該当するのに難民認定されないため、やむを得ず難民の複数回申請をする者等正当な権利行使を行おうとする者が処罰対象となる可能性がある点で容認できない。出入国在留管理関係訴訟で国の敗訴が確定した判決が、平成28年以降の3年間でも合計26件と少なからず存在する事実（本専門部会第3回会合資料5）を軽視することはできない。さらには、そのような者を善意で支援する者、日々の生活を支える配偶者等の家族、無料・低額診療を提供する医師・看護師、相談や依頼を受ける行政書士、弁護士等の専門家が共犯とされる可能性も払拭できず、人道行為、家族の日常の生活や権利擁護活動までもが不当に処罰されかねないのであり、これらの活動を著しく萎縮させるおそれを否定することはできない。加

えて、そもそも長期収容されても日本に在留し続けることを選択せざるを得ない被収容者に対して効果があるのかすら疑わしい。

また、難民申請手続中の送還を可能にする「送還停止効の例外」の導入は、難民認定率が諸外国に比べて格段に低い日本においては、誰一人として迫害を受けるおそれのある地域に送還してはならないという「ノン・ルフールマンの原則」に反する結果を招来する危険が高い。複数回申請者を難民制度の誤用・濫用者と決めつけるのではなく、難民が間違いなく難民として認定されるようにする制度設計こそが求められる解決策である。

仮放免された者が逃亡した場合の「逃亡等の行為に対する罰則」の創設も、無期限収容という不利益を前にしては逃亡を抑止する効果は期待できず、処罰対象者が際限なく広がりがねないことは「本邦から退去しない行為に対する罰則」と同様である。

長期収容問題の解決にあたっては、被収容者の人間としての尊厳を守ろうとする意識の欠落が、収容施設内で繰り返し生じる被収容者の死亡事件、昨年の餓死事件、広範な抗議活動に繋がったことを想起しなければ、同様の悲劇が繰り返されるのを防ぐことはできない。したがって、刑事罰や送還停止効の例外の導入等により締め付けを図るのではなく、長期収容を防止するセーフティガードとなる収容期間の上限の設置や、収容に対する司法審査の導入等、被収容者の尊厳を守ることを念頭に置き、人権侵害を防止できる制度設計を行うべきである。

2020(令和2)年6月22日

東京弁護士会会長 富田 秀実

### 9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園占用許可につき 不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明

東京都は、今般、本年度の「9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」開催のため、同追悼式典の実行委員会が、東京都立横綱町公園の占用許可を申請したのに対して、誓約書の提出を占用許可の条件とし、誓約書の提出がなければ、占用を許可しないと説明した。誓約書の内容は、「公園管理上支障となる行為は行わない」、「遵守されないことにより公園管理者が集会の中止等、公園管理上の必要な措置を指示し

た場合は、その指示に従います。また、公園管理者の指示に従わなかったことにより、次年度以降、公園地の占用が許可されない場合があることに異存ありません」などというものである。

同追悼式典は、同公園において毎年9月1日に開催されてきた式典である。関東大震災時に「朝鮮人が井戸に毒をいれた」等のデマが流布したことなどにより、自警団や軍隊、警察に

よる殺傷事件が起きた。政府の「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書（2008年3月 内閣府中央防災会議）」は朝鮮人らの虐殺犠牲者数を、震災死者数（約10万人）の「1～数%」に当たると指摘している。こうした悲劇を踏まえ、同公園に1973年、朝鮮人犠牲者追悼碑が建立され、40年以上追悼式典が行われてきた。同追悼式典は、犠牲者を追悼するためのものであり、管理上の支障や混乱なく開催されてきた。これまで、占用許可について、上記の内容の誓約書の提出を求められたことはなかった。

しかるに、2017年以降、朝鮮人虐殺の事実を否定する団体が、同追悼式典と同時時間帯に、同追悼式典と近接した場所で、「慰霊祭」を開くようになった。「慰霊祭」において、この団体は、同追悼式典を「歴史捏造」とする看板をかがげ、追悼式典の参加者を挑発するように「不逞朝鮮人」などのことばも用いて、朝鮮人に対するヘイトスピーチを行い、あからさまに同追悼式典を挑発し、同追悼式典の静謐さは破られた。

言うまでもなく、集会の自由（日本国憲法第21条第1項）は、民主政の過程を支える憲法上優越的な人権として尊重されるべきものである。これを受けて公共施設の利用について、地方自治法第244条第2項は、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」としているところ、判例上も、特段の事情がない

限り、妨害者の存在を理由として、被妨害者の不利益を帰結するような取扱いはなされるべきではないものと解されているところである（最判平成8年3月15日・民集第50巻第3号549頁）。

その上、上記誓約書の「公園管理者の指示に従わなかったことにより、次年度以降、公園地の占用が許可されない場合があることに異存ありません」などの文言は、不許可を容認させる点で制限が強度であるだけでなく、指示の内容が具体的に示されていないため、萎縮効果をもたらすおそれがあるばかりか、前に述べた経緯を看過して、上記誓約書の提出を条件とすることは、ヘイトスピーチを用いた妨害行為を容認、助長する効果をもたらしかねない。それは、集会の自由の不当な制限であるだけでなく、人種差別撤廃条約、ヘイトスピーチ解消法、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」等、人種差別、ヘイトスピーチの撤廃、解消を企図する法令の趣旨にも合致しない。

当会は、東京都に対し、上記追悼式典のための占用許可にあたって、従来どおり、上記内容の誓約書の提出を条件としないことを強く求める。

2020(令和2)年6月22日

東京弁護士会会長 富田 秀実

## 沖縄の慰霊の日にあたっての会長談話

沖縄県は、6月23日を「慰霊の日」と定めています。75年前、20万人もの戦死者を出した沖縄戦は司令官の自決を経て、1945（昭和20）年6月23日、組織的戦闘としては終了したとされています。

沖縄戦は、太平洋戦争の末期、すでに戦争の勝敗が明白となった時期にもかかわらず、多数の住民を巻き込んだ地上戦が行われました。

戦後75年が経過しようとしている今、沖縄戦に限らず、我が国が戦った第二次世界大戦の記憶の風化が急速に進んでいます。日本国憲法は、日本国民が「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」て制定されました。戦争放棄を定めた憲法を守るためには、まずは戦争の悲惨さを正しく記憶しておくことが必要であり、沖縄で多くの犠牲者がでたという歴史を風化させてはなりません。

ところが、現在もなお、米軍基地の70%が、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄に偏在しており、その上で普天間基地に代わる代替施設を辺野古に建設する計画が、国により2019

年2月の県民投票などに示される沖縄県民の意思を無視して進められているなど、沖縄の民意と国の政策が相反しており、沖縄の民意が置き去りにされている状況が続いています。

そこで、当会は3年前から毎年「慰霊の日」の時期に合わせて「沖縄とともに一慰霊の日を迎えて」と題するシンポジウムを開催し、併せて、霞が関の弁護士会館1階ロビーにおいて沖縄戦や基地問題に関する写真展を開催してまいりました。今年は新型コロナウイルス禍のためにシンポジウム、写真展は中止せざるをえませんが、沖縄の人々に寄り添う姿勢に全く変わりはありません。

最後に、沖縄戦でお亡くなりになったかたがたとご遺族のかたがたに深い哀悼の意を捧げつつ、恒久の平和を念願し、今後も、戦争こそ最大の人権侵害であることを次世代の人々に伝え続ける努力をしてまいります。

2020(令和2)年6月23日

東京弁護士会会長 富田 秀実

## 「中小企業の日」にあたって、より拡充・深化した中小企業支援を目指す会長談話

わが国の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」といいます。）は、数多くの雇用を創出し、経済の根幹を支えています。市民の働く場や生活が守られていくためには、中小企業が日々の経営を安定して行っていくことが必要であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を責務とする弁護士こそ、社会生活上の医師として、中小企業を支援していく役割が求められます。

当会は、2014（平成26）年2月に中小企業法律支援センター（以下「当センター」といいます。）を発足させ、①全国の弁護士会で初めて弁護士（コンシェルジュと呼ぶ配点担当弁護士）が中小企業から事案の内容を直接聴き取り、当該事案に適した相談担当弁護士を紹介するという法律相談制度の実施、②官公庁、自治体、中小企業関連団体、金融機関、士業団体などと連携して、イベントやセミナー、勉強会を開催し、弁護士側から中小企業に積極的にアプローチし、総合的にサポートするアウトリーチ活動の展開、③「事業承継」「働き方改革」等、時流に即した重要なテーマごとにプロジェクトチームを組成し、研究活動、会員の研鑽その他きめ細やかで効果的な中小企業支援活動、などに積極的に取り組んで参りました。

そして、昨今の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響により、多くの中小企業が未曾有の危機に直面している状況を踏まえ、当センターにおいて、緊急事態宣言下においても弁護士・事務局一丸となって中小企業向け法律相談制度の運営を継続するとともに、いち早く一日電話無料法律相談会を緊急開催したり、日本弁護士連合会による新型コロナウイルス電話法律相談の運営にも窓口対応を含めて

積極的に協力する体制を整えています。また、各種Q&A集や有益情報リンク集を当センターのウェブサイト上（<http://cs-lawyer.tokyo/>）で公開し、新型コロナ禍によって厳しい経営状況に陥っている中小企業のためにきめ細やかなサポートや適確な情報発信に努めております。

当会の中小企業向け法律相談の件数は年を追って増加しており、相談内容も多様化しています。弁護士による中小企業支援においては、より多くの事業者に法的サービスを行き渡らせる必要があることは勿論、法的な問題の解決や予防のみならず、事業者に寄り添って経営に関わる種々の課題や悩みの相談に乗って経営を総合的に支援していくことや、コロナ後に社会経済が大きく変動していく中で新たに生起するニーズに積極的に応えていくことなどが求められていると言えます。

2019（令和元）年より中小企業庁は毎年7月20日を「中小企業の日」と決めました。日本経済を支える中小企業の成長や飛躍を願う思いを込めた「中小企業の日」を本年も迎えるにあたり、当会及び当センターは、さらなるアウトリーチ活動の展開や会内の研鑽などにより、より多くの中小企業に弁護士によるサービスを行き渡らせると共に、弁護士が経営者に寄り添い、中小企業支援を質的に深化させていく所存です。今後も、引き続き社会の変化に柔軟に対応しつつ、中小企業の法律面も含めた様々な経営上のニーズに的確に 대응して参ります。

2020（令和2）年7月20日

東京弁護士会会長 富田 秀実

## 消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」において事前拒否者への電話勧誘販売の禁止制度の導入に向けた検討を行うことを求める会長声明

1 当会は、2015年9月7日、「特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書」において、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）を改正し、販売業者の営業の自由にも配慮したミニマムな規制として、「Do-Not-Knock制度」（事前拒否者への訪問販売を禁止する制度）の導入に加えて、既に多くの諸外国で導入されている事前拒否者への勧誘禁止制度である「Do-Not-Call制度」（行政機関等に電話番号を登録した消費者への電話勧誘を法的に禁止する制度。以下「本制度」という。）の導入

を求めた。

しかしながら、当時の内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会の審議では、上記規制を必要とする立法事実疑問を呈する反対意見があり、本制度の導入は先送りされることとなった。

2 その後国会で、2016年改正特商法について、電話勧誘販売・訪問販売による被害の発生状況を踏まえて勧誘規制の強化についての検討を行う旨の附帯決議がなされたところ、2015年以降も、依然として電話勧誘販売による相談・

苦情の件数は高い水準を維持しており、2018年度には増加の兆しが見られた（独立行政法人国民生活センター「消費生活年報2019」（2019年10月）13頁）。

そうした中で、2020年6月、電力会社から電話営業の委託を受けた大手コールセンターが、①同業他社サービスには何のメリットもないと断定する、②実施していないサービス内容を伝えて不実の説明をする、③顧客が契約を断ったり、書面を見て検討すると言ったのに、勝手に電話で契約が成立したことにする、などといった不正を行い、これを通話記録の捏造・改ざんにより隠蔽していたことが発覚した。

上記行為は、不実告知等の禁止行為（特商法第21条）に該当するが、現行特商法では、無差別の電話勧誘を許容した上で再勧誘の禁止規定（勧誘を受けた消費者が明示的に拒否した場合に限り、勧誘の継続や再勧誘が禁止される。）を設けるにとどまるため、上記事案が発生してしまったと考えられる。同事案は、消費者被害の実効的な予防・救済のためには、より実効的な勧誘規制が必要であることを再認識させるものであった。

仮に本制度が導入されていれば、事前拒否者との関係

（とりわけ電話勧誘販売のターゲットにされやすい高齢者との関係）で上記のような違法・不当な電話勧誘による被害を未然に防止できていただけてだけでなく、電話勧誘を受けるか否かについて消費者の意思を尊重すべきことが法律上明確になることで、事業者において消費者の意に反するような電話勧誘をしないよう慎重になることが期待でき、事前拒否者以外の消費者との関係においても上記被害を抑止することができていたものと考えられる。

3 折しも消費者庁は「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を設置し、特商法改正の議論が行われているが、本年7月28日付の同検討委員会の報告書骨子（案）では本制度の導入は取り上げられていない。

そこで当会は、以上のような状況に鑑み、また、電話勧誘販売に関する特商法の規制を実効的なものにするという観点から、同検討委員会において、喫緊の課題として、直ちに本制度の導入に向けた検討を行うことを求める。

2020(令和2)年7月31日

東京弁護士会会長 富田 秀実

## 被爆 75 年目の夏を迎えるにあたっての会長談話

今年もヒロシマ・ナガサキの祈りの夏を迎えました。原爆が投下されて75年目の今年は、新型コロナウイルス感染拡大により、慰霊の式典は規模を縮小して開催されますが、犠牲者を悼み、核廃絶を誓う想いには変わりはありません。

おりしも、広島原爆投下後に発生した「黒い雨」の降雨指定地域外で雨に打たれた被害者が被爆者援護法での救済を求めた訴訟において、本年7月29日に広島地方裁判所は、原告84人全員の請求を認容し、被爆者健康手帳の交付を命じる判決を言い渡しました。この判決は、改めて原爆の被害が極めて広範囲にかつ長期間に及ぶものであることを知らしめるとともに、被爆者の救済の範囲を新たに拡大したものであり、核廃絶を目指す市民を勇気づけるものと言えます。

しかし、戦争における唯一の被爆国として、核廃絶を目指してきた我が国は、2017年に採択された核兵器禁止条約に未だ署名すらしていません。政府の姿勢の背景にある核の傘・核抑止力論が、果たして核兵器の削減や戦争抑止に続く道であるのか、非人道的で絶望的な被害をもたらす核兵器という

圧倒的な力による支配を無批判に肯定するものでしかないのか、われわれは常に考えなければならないでしょう。

そのような中でも、NHK広島放送局が本年実施した日米の18歳から34歳の青年に対するインターネットでの意識調査によると、アメリカの若者も、核兵器の保有は必要がない、原爆投下を正当化しないという意見が多数を占めつつあることが明らかになりました（8月3日報道のNHKニュース）。この調査結果は、核廃絶に向けた未来に明るい希望を抱かせるものといえるでしょう。

われわれは、憲法前文の平和的生存権、憲法9条の戦争放棄、戦力不保持の理念に基づいて、平和を愛し核廃絶を目指す世界の市民とともに、我が国が戦争における唯一の被爆国として、核廃絶へのリーダーシップを発揮することを求めます。

2020(令和2)年8月6日

東京弁護士会会長 富田 秀実

## 戦後 75 回目の 8 月 15 日を迎えるにあたっての会長談話

戦後 75 回目の 8 月 15 日を迎えました。

1945 年 8 月 15 日、ポツダム宣言の受諾が発表され、これにより長く続いた戦争に終止符が打たれました。この戦争において、300 万人を超える日本人の命が奪われました。また、日本は、植民地支配と侵略により、アジアの国々に対し、甚大な被害を与えました。

日本国民はこの戦争の反省を踏まえ、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」（日本国憲法前文）して、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求の権利（第 13 条）の保障を核心とした人権保障規定を置き（第 11 条～第 40 条、第 97 条）、主権が国民に存することを宣言し（前文、第 1 条）、恒久平和主義（前文、第 9 条）、国際協調主義（前文、第 98 条 2 項）などを基本原理とする日本国憲法を制定しました。

日本が国際社会において「名誉ある地位」（前文）を占めるためには、この反省を踏まえた憲法前文及び第 9 条の恒久平和主義に則った平和政策・平和外交を展開していく必要が

あります。

しかし、近年、憲法に違反すると指摘されていた安全保障関連法が「成立」し、これに基づく自衛隊の海外での活動が命じられ、防衛計画の大綱の改定により自衛隊の打撃力が格段に強化されています。また、今月初旬には、自由民主党から政府に対し、「専守防衛」を逸脱する懸念が強い「敵基地攻撃能力の保有」の提言がなされました。このような動きは、憲法の恒久平和主義を骨抜きにする可能性があるものであり、近隣諸国との間の緊張を高めるおそれがあります。

東京弁護士会は、先の戦争のすべての犠牲者に対して哀悼の意を捧げるとともに、日本国憲法の理念が尊重され、すべての人が「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」（前文）を享受できる社会の実現を目指して力を尽くしていきたいと思えます。

2020(令和2)年8月15日

東京弁護士会会長 冨田 秀実